

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県では、二酸化炭素吸収源の確保対策として、県産材利用住宅等を普及し、間伐等により生産された木材の活用など効果的な二酸化炭素の固定により、地球温暖化防止を推進していくとともに、本県の豊富な森林資源を循環利用し、森林環境の適正な保全と持続可能な社会づくりを強く推進していく。よって、県産木材の需要拡大を通じて、林業・木材産業等の活性化を促進し、森林整備の推進による地域の環境保全を図るため、県産材及び優良みやぎ材等を使用し、住宅を新築若しくはリフォーム又はマンションを新築する者並びに品質・性能等が明確な県産材の供給体制に取り組む木材加工工場等（以下「補助事業者」という。）に対し、木材費用等の一部又は日本農林規格（以下「J A S」という。）認証取得に要する経費について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「県産材」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内で加工した木材製品をいう。ただし、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内でラミナ加工後、J A S 認証工場で加工した集成材を含むものとする。また、製材品、集成材、内装及び木製品については、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が県産材であることを証明した木材製品でなければならない。
- (2) 「県産 J A S 製品」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内の J A S 認証工場で加工した木材製品をいう。ただし、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内でラミナ加工後、J A S 認証工場で加工した集成材を含むものとする。
- (3) 「優良みやぎ材」とは、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が品質、規格、産地及び合法性等の審査（認証検査）を行い、認証書（認証シール）を発行した製品をいう。
- (4) 「県産森林認証材」とは、宮城県内の F M 認証を受けた森林から伐採された原木を宮城県内の C o C 認証工場で加工した木材製品をいう。
- (5) 「住宅」とは、人の居住の用に供する家屋をいう。
- (6) 「木造住宅」とは、構造耐力上主要な部分が木造である住宅をいう。
- (7) 「新築」とは、更地に住宅を建てる場合、又は、既存の建築物を除去し、新

たに住宅を建てることをいう。

- (8) 「一戸建」とは、1つの建物が1住宅であるものをいう。
- (9) 「主要構造部材」とは、土台、柱、梁、桁、間柱、筋交い、棟木、母屋、垂木、小屋梁、小屋束、大引、根太及び筋交いや根太等の代替に使用する構造用合板（構造用を兼ねた下地用合板を含む）など、建物の構造躯体を構成する木材をいう。
- (10) 「リフォーム」とは、既存の一戸建住宅等の増改築等を行うものをいう。
- (11) 「マンション」とは、地上3階建て以上の共同住宅をいう。
- (12) 「内装」とは、住宅内部の床面、壁面、天井面及び階段の仕上げ材として使用される木材をいう。
- (13) 「木製品」とは、木材で作られたテーブルや椅子、その他これに類する製品をいう。
- (14) 新築住宅支援の「事業完了日」は主要構造部が完成した日とする。ただし、内装木質化や木製品配備の申請をした場合は、補助対象経費の支払いが完了した日とする。
- (15) 住宅リフォーム支援の「事業完了日」は木工事が完了した日とする。
- (16) 「子育て世帯」とは、当事業で支援を受ける方が、0歳から中学校卒業までの子どもを養育している、若しくは事業完了までに養育することとなる世帯をいう。
- (17) 「県外からの移住世帯」とは、当事業で支援を受ける方が、現に県外に居住し、住宅の引き渡し後3か月以内に当事業の申請地に転入する、若しくは申請日以前5年以内に県外から県内に転入した世帯をいう。

（交付対象等）

- 第3 県は、本補助金の交付対象となる事業種目、事業内容、交付対象となる基準等及び補助金額等は、別表のとおりとする。
- 2 県産材、県産JAS製品、優良みやぎ材及び県産森林認証材の使用については、確認調査を受けるものとする。
- 3 国又は県が実施する住宅の木材費等の補助とは重複を認めないものとする。ただし、本事業との併用が認められている場合はこの限りでない。

（交付申請及び交付決定）

- 第4 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業種目ごとに、別表に掲げる交付申請書に別記3に掲げる書類を添付し、知事に申請しなければならない。
- 2 新築マンション支援及びJAS認証取得支援においては、前項の交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（交付対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年

法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税額との合計額に交付率を乗じて得た金額を言う。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 知事は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、交付決定通知書(別記様式第3号)により、当該申請者に通知する。

(申請内容の変更等)

- 第5 補助事業者は、申請内容のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、変更承認申請書(別記様式第4-1又は4-2号又は第JAS-3号)により、速やかに知事に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助金交付決定額の増額
- (2) 施工業者の変更
- (3) 補助金交付決定額の30%以上の減額
- (4) その他知事が必要と認めるもの

- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、中止(廃止)承認申請書(別記様式第5号又は別記様式第JAS-4号)を提出し、知事の承認を受けるものとする。

- 3 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること(マンション支援に限る)。

- 4 交付決定後に新たに国庫補助金の対象となることが明らかになった際には、交付額変更を行う場合がある(マンション支援に限る)。

- 5 第5第1項によるもののほか、別記様式第4-2号を準用して作成した書面により、自主的に事業計画変更の承認を知事に求めることができるものとする(マンション支援に限る)。

(実績報告)

- 第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は事業種目ごとに、別表のとおりとし、添付する書類は別記4のとおりとする。

- 2 前項の補助事業実績報告書は、事業完了日若しくは、廃止の承認の日から30日以内、又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(額の確定及び補助金の交付)

- 第7 知事は、前条の報告書が提出された場合において、その内容について審査し、適当と認めたときはその額を確定するとともに、補助金額の確定通知書(別記様式第7

号)により補助事業者へ通知し、速やかに補助事業者が指定する口座へ振り込むものとする。ただし、新築マンション支援に限り、知事は、交付対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第11号によるものとする。

(書類等の整備)

第8 補助事業者は、本事業にかかる書類等については、事業の完了した翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金交付の取消し等)

第9 知事は、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助要件に適合しなくなったとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 規則及び本要綱の規定に違反したとき

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10 第4第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした事業主体は、第7第1項の事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(第4第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第12号又は別記様式第JAS-6号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(その他)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助金交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。
- 3 県産材利用エコ住宅普及促進事業補助金交付要綱(平成23年6月23日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用す

る。

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表 交付対象等

事業種目	事業内容	交付対象となる基準等	補助金額等	交付申請書の様式	変更承認申請書の様式	実績報告書の様式
新築住宅支援	県内に住宅を建築するもの	別記１（１）のとおり	別記２（１）のとおり	・別記様式第１－１号 ・別記３（１）のとおり書類を添付する。	別記様式４－１号	・別記様式６－１号 ・別記４（１）のとおり書類を添付する。
リフォーム支援	県内の住宅をリフォームするもの	別記１（２）のとおり	別記２（２）のとおり	・別記様式第１－２号 ・別記３（２）のとおり書類を添付する。	別記様式４－１号	・別記様式６－２号 ・別記４（２）のとおり書類を添付する。
新築マンション支援	県内にマンションを新築するもの	別記１（３）のとおり	別記２（３）のとおり	・別記様式第１－３号 ・別記３（３）のとおり書類を添付する。	別記様式４－２号	・別記様式６－３号 ・別記４（３）のとおり書類を添付する。
J A S 認証取得支援	木材加工工場が J A S 認証を取得するもの	別記１（４）のとおり	別記２（４）のとおり	・別記様式第 J A S － 1 号 ・別記３（４）のとおり書類を添付する。	別記様式第 J A S － 3 号	・別記様式第 J A S － 5 号 ・別記４（４）のとおり書類を添付する。

別記１ 補助金の交付対象となる基準等

(１) 新築住宅支援：下記全ての要件項目を満たすこと。

- ① 県内に自ら居住用とする新築木造住宅であること。
- ② 施工業者について、県内に本社又は支社若しくは支店があること及び建設業法第３条第１項の規定に基づく許可を受けている業者であること。
- ③ 事業の完了について、事業実施年度の３月３１日までに以下の点を全て満たしていること。
- ④ 木材使用量について、軸組工法の場合は主要構造部に県産材を６０％以上かつ県産ＪＡＳ製品又は優良みやぎ材を４０％以上、枠組工法の場合は主要構造部に県産材を３０％以上かつ県産ＪＡＳ製品又は優良みやぎ材を２０％以上使用すること。また、内装については、工法を問わず、主要構造部の要件を全て満たした上で、県産材を内装で使用する木材の５０％以上かつ１㎡以上使用すること。さらに、木製品等については、工法を問わず、主要構造部及び内装の要件を全て満たした上で、県産材を木製品等で使用する木材の５０％以上を使用すること。

要件項目				
使用 木材量	主要構造部		軸組工法	枠組工法（ツーバイ）
	(ア) (イ) いずれ も満た すこと	(ア) 県産材	主要構造部材に使用する木材の 60%以上	主要構造部材に使用する木材の 30%以上
		(イ) 県産 J A S 製 品又は優良みやぎ材	主要構造部材に使用する木材の 40%以上	主要構造部材に使用する木材の 20%以上
	内装		・ 主要構造部材の要件を全て満たしていること ・ 県産材を 1m3 以上かつ内装全体で使用する木材の 50%以上使用すること	
	木製品		・ 主要構造部及び内装の要件を全て満たしていること ・ 県産材を木製品で使用する木材の 50%以上使用すること	
住宅			・ 県内に自ら居住用とする新築木造住宅であること	
申請者			・ 県内に自ら居住する新築一戸建て木造住宅の施主であること ・ 県税の滞納がないこと ・ 建築基準法における建築確認済証が交付済みであること ・ 建設現場を見学会など県産材 PR の場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できること	
施工業者			・ 県内に本社又は支社若しくは支店があること ・ 建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可を受けている業者であること	
事業の完了			・ 事業実施年度の 3 月 3 1 日までに以下の点を全て満たしていること ①主要構造部材の施工が完了していること（内装・木製品は対象経費の支払いが完了していること） ②県産材、県産 J A S 製品、優良みやぎ材及び県産森林認証材の使用量並びに現地の確認が可能であること	

(2) リフォーム支援：下記全ての要件を満たすこと。

- ① 県内に増改築する住宅であること。
- ② 施工業者について、・宮城県内に本社又は支社若しくは支店を有していること及び建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業の許可を受けている事業者であること。
- ③ 施工期間について、事業実施年度の3月31日までに木工事が完了し、県産材の使用量及び現地の確認が可能であること。
- ④ 使用木材量について、主要構造部材、内装又は外装に合わせて県産材を3 m³以上又は60 m²以上使用すること。

項目	要件
使用木材量	・ 主要構造部材、内装及び外装に合わせて県産材を3 m ³ 以上又は60 m ² 以上使用すること。
住宅	・ 県内に増改築等する住宅であること
申請者	・ 県内に増改築等する木造住宅の施主であること ・ 県税の滞納がないこと ・ 建築基準法における建築確認済証が交付済みであること ・ 建設現場を見学会など県産材 PR の場に提供し、県産材住宅モニターとしてアンケートに協力できること
施工業者	・ 宮城県内に本社又は支社若しくは支店を有していること ・ 建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業の許可を受けている事業者であること
施工期間	・ 事業実施年度の3月31日までに木工事が完了し、県産材の使用量及び現地の確認が可能であること

(3) 新築マンション支援：下記全ての要件を満たすこと。

- ① 県内に建設されるマンションであること。
- ② 施工業者について、宮城県内に本社又は支社若しくは支店等の事業拠点のある建設事業者であること。
- ③ 使用木材について、県産木材以外の資材から県産木材に置換すること及び県産木材を15 m³以上使用すること。
- ④ その他について、建設中及び建設後も県産木材を使用していることを県民等に認知させる取組を行うこと。

項目	要件
使用木材	・ 県内に建設されるマンションに県産木材を使用すること ・ 県産木材以外の資材から、県産木材に置換すること ・ 県産木材を15 m ³ 以上使用すること
施工業者	・ 宮城県内に本社又は支社若しくは支店等の事業拠点のある建設事業者
その他	・ 建設中及び建設後も県産木材を使用していることを県民等に認知させる取組を行うこと

(4) J A S 認証取得支援：下記全ての要件を満たすこと。

- ① J A S 認証を新規取得又は追加取得しようとする県内の木材加工工場であること。
- ② 暴力団排除条例（平成 2 2 年宮城県条例第 6 7 号）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- ③ 県税の未納がないこと。

別記2 補助金額と対象経費等

(1) 新築住宅支援

ア 主要構造部等

宮城県産材、県産 J A S 製品、優良みやぎ材及び県産森林認証材の使用材積に応じて下記の補助金額（1 m³当たり）を乗じた合計金額を補助金額とする。ただし、宮城県産材と優良みやぎ材の使用材積に応じた補助金額の合計額は 50 万円を上限（子育て世帯又は移住世帯は 75 万円を上限）とする。なお、県産 J A S 製品及び県産森林認証材の使用材積に応じた補助金額の上限は設定しない。

使用材	一般		子育て世帯又は移住世帯	
	補助金額 (1 m ³ 当たり)	補助上限額	補助金額 (1 m ³ あたり)	補助上限額
宮城県産材	28,000 円	計 500,000 円	42,000 円	計 750,000 円
優良みやぎ材	8,000 円		8,000 円	
県産 J A S 製品	8,000 円	—	8,000 円	—
県産森林認証材	8,000 円	—	8,000 円	—

イ 内装及び木製品配備

対象経費に下記の補助率を乗じた金額を補助金額とする。また、木製品も合わせて申請する場合は、内装と木製品の対象経費の合計額に下記の補助率を乗じた金額を補助金額とする。ただし、内装木質化及び木製品配備にかかる費用の合計が 30 万円以上のものとし、補助金額は 30 万円を上限（子育て世帯又は移住世帯は 45 万円）とする。

対象経費	一般		子育て世帯又は 県外からの移住世帯	
	補助率	補助上限額	補助率	補助上限額
木工事又は木製品配備に 要する経費	1 / 2 以内	300,000円	3 / 4 以内	450,000円

(2) リフォーム支援

県産材の使用材積に応じて下記のいずれかの補助金額（1 m³当たり又は 1 m²当たり）を乗じた金額を補助金額とする。ただし、いずれの場合も 20 万円を上限とする。

使用材	補助金額	補助上限額
宮城県産材	28,000 円／m ³	200,000 円
	3,000 円／m ²	

(3) 新築マンション支援

下地材へ使用した県産材の使用材積に 1 m³当たり 33,000 円を乗じた金額を補助金額とする。ただし、250 万円を補助金額の上限とする。

(4) J A S 認証取得支援

補助対象経費は製材 J A S 認証取得に要する費用とし、補助率は補助対象経費の 1/2 以内とする。ただし、補助金額は 50 万円を上限とする。

別記3 交付申請書添付資料

(1) 新築住宅支援

- ア チェックリスト（別記様式第2－1号）
- イ 県税の納税証明書（申請日以前3か月以内に発行されたものに限る）
- ウ 建築基準法による建築確認済証の写し
- エ 住宅の位置図・配置図・平面図・立面図
- オ 木びろい表（計画）（別記様式第9－1号又は9－2号）
- カ 施工業者の建設業法の許可証の写し
- キ 工事請負契約書の写し
- ク 補助金振込先口座の通帳の写し
- ケ 内装木質化等の施工内容が確認できる書類（図面等、内装等の補助を申請する場合のみ）
- コ 収支予算書（別記様式第10－1号、内装等の補助を申請する場合のみ）
- タ 世帯全員分の住民票（申請日以前3か月以内に発行されたものに限る、子育て世帯又は県外からの移住世帯で補助を利用する場合のみ）
- チ その他知事が必要と認める書類

(2) リフォーム支援

- ア チェックリスト（別記様式第2－2号）
- イ 県税の納税証明書（申請日以前3か月以内に発行されたものに限る）
- ウ 建築基準法による建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合のみ）
- エ 住宅の位置図・配置図・平面図・立面図
- オ 木びろい表（計画）（別記様式第9－1号又は9－2号）
- カ 施工業者の建設業法の許可証の写し
- キ 工事請負契約書の写し
- ク 補助金振込先口座の通帳の写し
- ケ その他知事が必要と認める書類

(3) 新築マンション支援

- ア 事業実施計画書（要領別紙）
- イ 収支予算書（別記様式第10－2号）
- ウ 県税の納税証明書（申請日以前3か月以内に発行されたものに限る）
- エ 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3－1－1号）
- オ その他知事が必要と認める書類

(4) J A S 認証取得支援

- ア 事業実施計画書（要領別紙 J A S－1）
- イ 宮城県の県税納税証明書（発行後3か月以内で、県税に未納がないことを証明するもの）
- ウ 暴力団排除に関する誓約書
- エ その他知事が必要と認める書類

別記４ 実績報告書添付資料

(１) 新築住宅支援

ア 県産材、県産 J A S 製品、優良みやぎ材及び県産森林認証材を使用したことを証明する次の書類（原本に限る）。

使用した木材		添付資料	発行者
製材品	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター
	県産 J A S 製品	産地及び J A S と記載された出荷証明書	宮城県内の合法木材供給事業者
	優良みやぎ材	優良みやぎ材認証書	みやぎ材利用センター
	県産森林認証材	産地及び森林認証材と記載のある出荷証明書	宮城県内の C o C 認証を受けた木材供給事業者
合板・単板積層材 (LVL) 等	県産材	産地の記載のある出荷証明書	宮城県内の合法木材供給事業者
	県産 J A S 製品	産地及び J A S と記載のある出荷証明書	宮城県内の合法木材供給事業者
	優良みやぎ材	優良みやぎ材認証書	みやぎ材利用センター
	県産森林認証材	産地及び森林認証材と記載のある出荷証明書	宮城県内の C o C 認証を受けた木材供給事業者
集成材	県産材	①宮城県産材証明書 ② J A S 認証工場が発行した出荷証明書	①みやぎ材利用センター ② J A S 認証工場
	県産 J A S 製品	①宮城県産材証明書 ② J A S 認証工場が発行した出荷証明書	①みやぎ材利用センター ② J A S 認証工場
内装等	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター
木製品	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター

イ 木びろい表（実績）（別記様式第 9－1 号又は 9－2 号）

ウ 主要構造部材の施工中及び施工が完了した写真

エ 内装等の施工中と施工完了後の写真（内装の補助を利用した場合）

オ 木製品配備の完了写真（木製品配備の補助を利用した場合）

カ 県産 J A S 製品表示の写真（県産 J A S 製品を使用した場合）

キ 優良みやぎ材のシールが分かる写真（優良みやぎ材を使用した場合）

ク 収支決算書（別記様式第 10－1 号、内装の補助を利用した場合）

ケ その他知事が必要と認める書類

(2) リフォーム支援

- ア 県産材を使用したことを証明する書類（原本に限る、別記4（1）イに同じ）。
- イ 木びろい表（実績）（別記様式第9－2号）
- ウ リフォームの施工前、施工中及び施工後の写真
- エ その他知事が必要と認める書類

(3) 新築マンション支援

- ア 事業実績書（要領別紙）
- イ 収支精算書（別記様式第10－2号）
- ウ 事業実施状況が分かる写真
- エ その他知事が必要と認める書類

(4) J A S 認証取得支援

- ア 事業実施書
- イ J A S 認証書の写し
- ウ その他知事が必要と認める書類

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付申請書
(新築住宅支援)

年 月 日

宮城県知事 殿
住所 〒

ふりがな
申請者氏名
電話番号
受付番号 ※申請時は空欄で提出すること

年度において県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築住宅支援）を実施したいので、補助金交付要綱第5第1項に基づき、次のとおり申請します。

1	建設場所													
2	建物の概要		木造	階建て	延床面積	m ²	使用工法		軸組	桝組	いずれかに○			
3	主要構造部材等の施工完了予定日		年	月	日	内装等の経費支払予定日		年	月	日	建物完成予定日	年	月	日
4	主要構造部材について													
			木材使用材積				補助金額							
	総使用材		A				m ³							
	県産材		B				金				円 (B×28,000 円 子育て又は移住×42,000 円)			
	優良みやぎ材		C				金				円 (C×8,000 円)			
	県産 JAS 製品		D				②金 (D×8,000 円)							
	県産森林認証材		E				③金 (E×8,000 円)							
※県産材使用割合 B/A % 軸組：60%以上、桝組：30%以上 ※JAS 製品又は優良みやぎ材使用割合 (C+D)/A % 軸組：40%以上、桝組：20%以上							ア (①+②+③) 金 円							
5	内装・木製品配備について													
	内装	木材	m ³	県産材使用材積	m ³	事業費	円	補助対象経費	円					
		総使用材積		県産材使用割合	%									
	木製品	木材	m ³	県産材使用材積	m ³	事業費	円	補助対象経費	円					
総使用材積			県産材使用割合	%	補助金額※3 イ金 円									
6	交付申請額 (ア+イ)				金 円									
7	施工業者	名称				担当者				電話				
		所在地												
8	振込先	金融機関				支店名				口座種別				
		口座番号				名義人				フリガナ				
9	交付決定前着手届 有・無	10	子育て世帯・県外からの移住世帯 該当するものに○			11	併用する補助金		名称					

※1 木材使用量の各材積及び使用割合は木びろい表（計画）（要綱別記様式第9号）からそれぞれ転記すること（各材積にあっては小数点第2位を切り上げし第1位止めとし、各使用割合にあっては小数点第3位を四捨五入すること）。また、内装と木製品の使用材積は、木びろい表（計画）（要綱別記様式第10号）の小数点第2位を切り上げし第1位止めたものを足した数値を記載すること。

※2 チェックリストに記載の書類を添付してください（チェックリスト（様式第2号又は第3号）も提出してください）。

※3 内装と木製品の補助金額（1,000 円未満切り捨て）を計算し、足した金額を記載してください。

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付申請書
(リフォーム支援)

年 月 日

宮城県知事 殿

住所 〒

ふりがな
申請者氏名
電話番号
受付番号 ※申請時は空欄で提出すること

年度において県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（リフォーム支援）を実施したいので、補助金交付要綱第 5 第 1 項に基づき、次のとおり申請します。

1	建設場所											
2	建物の概要	木造	階建て	延床面積	m ²							
3	主要構造部材等の施工完了予定日	年	月	日	内装等の経費支払予定日	年	月	日	リフォーム終了予定日	年	月	日
4	主要構造部材、内装、外装等について											
		木材使用材積（面積）				補助金額						
	総使用材	A m ³										
	県産材	B m ³ (3m ³ 以上)				金	円 (B×28,000 円)		上限 200,000 円			
C m ² (60m ² 以上)				金	円 (C×3,000 円)							
5	交付申請額			金 円								
6	施工業者	名称				担当者		電話				
		所在地										
7	振込先	金融機関			支店名			口座種別				
		口座番号			名義人			フリガナ				
8	交付決定前着手届 有・無	9	併用する補助金	名称								

※1 木材使用量の各材積及び使用割合は木びろい表（計画）（要綱別記様式第 9 号）からそれぞれ転記すること（各材積にあっては小数点第 2 位を切り上げし第 1 位止めとし、各使用割合にあっては小数点第 3 位を四捨五入すること）。また、内装と木製品の使用材積は、木びろい表（計画）（要綱別記様式第 10 号）の小数点第 2 位を切り上げし第 1 位止めしたものを足した数値を記載すること。

※2 チェックリストに記載の書類を添付してください（チェックリスト（様式第 2 号又は第 3 号）も提出してください）。

※3 内装と木製品の補助金額（1,000 円未満切り捨て）を計算し、足した金額を記載してください。

(別記様式第1－3号)

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付申請書
(新築マンション支援)

年 月 日

宮城県知事

殿

住所

事業主体名

代表者氏名

年度において県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築マンション支援）
を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、県産材利用サステ
ナブル住宅普及促進事業補助金（新築マンション支援）金 円を交付
されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容及び経費の配分

別紙「事業実施計画書」及び別記様式第6－1号のとおり

2 事業完了予定年月日 年 月 日

3 振込先（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）

口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇）

4 添付書類

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

(3) 県税の納税証明書（申請日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る）

(4) 暴力団排除に関する誓約書

(5) その知事が必要と認める書類

暴力団排除に関する誓約書

番 号
年 月 日

宮城県知事

殿

申請者住所

氏名又は名称及び代表者名

印

私は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 4 号に規定する暴力団員等をいう以下同じ。）
 - (2) 暴力団又は暴力団員等によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - (5) 暴力団又は暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団又は暴力団員等の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (7) 暴力団員又は暴力団員等と密接な交友関係を有する者
- 2 上記 1 (1) から (7) までの掲げるものを下請契約の相手方にしません。
- 3 下請契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 4 自己又は下請契約等の相手方が暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、宮城県知事に報告し、警察に通報します。

チェックリスト（新築住宅支援） ※必ず木工事に着手する前に申請が必要です※

1 交付申請書に添付が必要な書類は次のとおりです。提出の前にチェックをお願いします。

提出書類	申請者 チェック	※林業振興 課使用欄
① 県税の納税証明書（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの（原本）に限る） （宮城県内の県税事務所が発行したもの）	☐	☐
② 建築基準法による建築確認済証の写し	☐	☐
③ 住宅の位置図	☐	☐
④ 住宅の配置図	☐	☐
⑤ 住宅の各階平面図	☐	☐
⑥ 住宅の立面図	☐	☐
⑦ 木びろい表（計画）（別記様式第8号）	☐	☐
※木びろい表は電子メールでもExcelファイルを提出(宛先:rinsinf@pref.miyagi.lg.jp)	☐	☐
⑧ 施工業者の建設業法の許可証の写し	☐	☐
⑨ 工事請負契約書の写し	☐	☐
⑩ 振込先の口座番号等が分かる通帳（表紙及び見開き部分）の写し （※補助金の交付を決定するものではありません。）	☐	☐
⑪ 交付決定前着手届（要領様式第2-1号） （交付申請日から木工事着手まで1ヶ月以内の場合提出）	☐	☐
⑫ 世帯全員分の住民票（コピーNG） 申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの。 （子育て世帯又は県外からの移住世帯に該当する場合のみ。）	☐	☐
⑬ 併用する補助金の概要が分かる書類（併用する補助金がある場合のみ）	☐	☐
内装・木製品配備を申請する場合提出		
⑭ 木びろい表（計画）（別記様式第9号）	☐	☐
※木びろい表は電子メールでもExcelファイルを提出(宛先:rinsinf@pref.miyagi.lg.jp)	☐	☐
⑮ 収支予算書（別記様式第10-1号）	☐	☐
⑯ 内装の施工箇所が分かる図面（例：平面図・立面図等に該当箇所を着色したもの。） ※内装の㎡数を記載してください。	☐	☐
⑰ 木製品の設置箇所が分かる図面（例：平面図・立面図等に該当箇所を着色したもの。）	☐	☐

■書類のお問い合わせ先（申請者と同一の場合は不要）

名称（会社名等）	担当者名
TEL	
FAX	
E-mail	

2 以下は実績報告の際の留意事項をあらかじめ示したものです（補助金の交付を決定するものではありません）。御一読くださるようお願いします。

(1) 県産材や優良みやぎ材等を使用する部分については、次の書類が確実に発行されるよう、納入前に再度御確認ください。（原本に限る。）

使用する木材		添付資料	発行者
製材品	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター
	県産 J A S 製品	産地及び J A S と記載された出荷証明書	宮城県内の合法木材供給事業者
	優良みやぎ材	優良みやぎ材認証書	みやぎ材利用センター
	県産森林認証材	産地及び森林認証材と記載のある出荷証明書	宮城県内の C o C 認証を受けた木材供給事業者
合板・単板積層材（LVL）等	県産材	産地の記載のある出荷証明書	宮城県内の合法木材供給事業者
	県産 J A S 製品	産地及び J A S と記載のある出荷証明書	宮城県内の合法木材供給事業者が発行した
	優良みやぎ材	優良みやぎ材認証書	みやぎ材利用センター
	県産森林認証材	産地及び森林認証材と記載のある出荷証明書	宮城県内の C o C 認証を受けた木材供給事業者
集成材	県産材	①宮城県産材証明書 ② J A S 認証工場が発行した出荷証明書	①みやぎ材利用センター ② J A S 認証工場
	県産 J A S 製品	①宮城県産材証明書 ② J A S 認証工場が発行した出荷証明書	①みやぎ材利用センター ② J A S 認証工場
内装等	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター
木製品	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター

(2) 補助金の交付決定の通知を受け、木工事が始まったら、主要構造部材の**施工中及び施工完了後の写真**、県産 J A S 製品を使用した場合は、**県産 J A S 製品の表示の写真**、優良みやぎ材を使用した場合は、**優良みやぎ材のシールの写真**、内装の施工を行った場合は、**その施工中と施工完了後の写真**、木製品配備を行った場合は**設置完了後の写真**をそれぞれ撮影し、添付していただくこととなります。

(3) 内装、内装と同時に整備する木製品の補助を利用した場合は、それに係る**収支決算書及び領収書**が必要となります。

(4) 実績報告書は、補助金の交付決定の通知を受け、**主要構造部材の施工完了後（内装や木製品の配備を申請した場合は、補助対象経費の支払い完了後）30日以内**、もしくは翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出いただくこととなります。

御一読のうえ、チェックをお願いします。→



(別記様式第2-2号)

チェックリスト（リフォーム支援）※必ず木工事に着手する前に申請が必要です※

1 交付申請書に添付が必要な書類は次のとおりです。提出の前にチェックをお願いします。

提出書類	申請者 チェック	※林業振興課 使用欄
① 県税の納税証明書（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの（原本）に限る） （宮城県内の県税事務所が発行したもの）	☐	☐
② 建築基準法による建築確認済証の写し（建築確認が必要な場合のみ）	☐	☐
③ 建設場所の位置図	☐	☐
④ 住宅の配置図	☐	☐
⑤ 住宅の各階平面図（内装の木質化等も行う場合は、施工箇所がわかる書類） （例：平面図・立面図等に該当箇所を着色し、㎡数を記載したもの）	☐	☐
⑥ 住宅の立面図	☐	☐
⑦ 木びろい表（計画）（別記様式第9-2号）	☐	☐
※木びろい表は電子メールでも Excel ファイルを提出（宛先:rinsinf@pref.miyagi.lg.jp）	☐	☐
⑧ 施工業者の建設業法の許可証の写し	☐	☐
⑨ 工事請負契約書の写し	☐	☐
⑩ 振込先の口座番号等が分かる通帳（表紙及び見開き部分）の写し （※補助金の交付を決定するものではありません。）	☐	☐
⑪ 交付決定前着手届（要領様式第2-1号） （交付申請日から木工事着手まで1ヶ月以内の場合提出）	☐	☐
⑫ 併用する補助金の概要が分かる書類（併用する補助金がある場合のみ）	☐	☐

■書類のお問い合わせ先（申請者と同一の場合は不要）

名称（会社名等）	担当者名
TEL	
FAX	
E-mail	

2 以下は実績報告の際の留意事項をあらかじめ示したものです(補助金の交付を決定するものではありません)。御一読くださるようお願いします。

(1) 県産材を使用する部分については、次の書類が確実に発行されるよう、納入前に再度御確認ください。
(原本に限る。)

使用する木材		添付資料	発行者
製材品	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター
合板・単板積層材 (LVL) 等	県産材	産地の記載のある出荷証明書	宮城県内の合法木材供給事業者
集成材	県産材	①宮城県産材証明書 ② J A S 認証工場が発行した 出荷証明書	①みやぎ材利用センター ② J A S 認証工場
内装等	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター
木製品	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター

(2) 補助金の交付決定の通知を受け、木工事が始まったら、**施工中の写真**と、**施工完了後の全景写真**をそれぞれ撮影し、添付していただくこととなります。

(3) 実績報告書は、補助金の交付決定の通知を受け、**木工事の施工完了後 30 日以内**もしくは、**翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日**に提出いただくこととなります。

御一読のうえ、チェックをお願いします。→ ☐

あ

宮城県（ ）指令第 号

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のありました 年度県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金については、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付します。

年 月 日

宮城県知事

記

1 補助金の対象となる事業（住宅）の概要

受付番号	
所在地	

2 次のいずれかに該当するときは、県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付要綱（令和3年4月1日施行。以下「要綱」という。）第5に定める変更承認申請書（別記様式第4-1号又は4-2号）を速やかに提出し、知事の承認を受けてください。

- （1） 補助金交付決定額の増額
- （2） 施工業者が変更になる場合
- （3） 補助金交付決定額の30%以上の減額（新築マンション支援に限る。）
- （4） その他知事が必要と認める場合

3 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、要綱第5第2項の事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）により知事の承認を受けてください。

4 事業完了後30日以内又は交付決定日（この通知の日）の翌年度4月20日のどちらか早い日までに、要綱第6の事業実績報告書（別記様式第6-1、6-2号又は6-3号）に必要書類を添付して提出してください。

5 本補助金の交付に関する書類は、事業の完了した翌年度から5年間保管してください。

《注意事項》

- ・ 要綱に違反したり、虚偽の事項を記載するなど補助金の交付に関して不正があった場合は、交付決定の取り消しや、補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。
- ・ 本補助金の交付決定は、当該住宅の性能を担保するものではありません。

担当

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業変更承認申請書

年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

住 所 〒

ふ り が な
申 請 者 氏 名
電 話 番 号
受 付 番 号

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知の
ありました 年度県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（アイテムを
選択してください。）について、事業の内容を下記のとおり変更したいので、県
産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付要綱第5第1項の規定に
基づき申請します。

記

1 変更内容

変更事項	変更前の内容	変更後の内容

2 変更の理由

3 事業完了予定日

《注意事項》

変更承認申請書を提出する必要がある場合は次のとおりです。

- ① 補助金交付決定額の増額
- ② 施工業者が変更になる場合
- ③ 補助金交付決定額の30%以上の増額（新築マンション支援に限る。）
- ④ その他知事が必要と認める場合

《添付書類》

変更内容がわかる書類（例：建築確認の変更に係る書類の写し、変更後の図面、木びろい表等）を添付してください。

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築マンション支援）変更承認申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築マンション支援）について、事業の内容を下記の理由により変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由及び内容

2 添付書類

- （1）事業変更実施計画書
- （2）その他知事が必要と認めるもの。

（注） 「関係書類」は、要領別紙による事業計画書及び添付書類を準用し、変更前と変更後を対照比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

(別記様式第5号)

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住 所

氏 名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（アイテムを選択してください。）について、下記のとおり事業を中止（廃止）したので、県産材使用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付要綱第5第2項に基づき申請します。

記

1 中止（廃止）の理由
（理由を詳しく記載して下さい）

2 中止の期間

3 今後の見通しと対策

（注）2、3は中止の場合のみ記載してください。

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業実績報告書 (新築住宅支援)

年 月 日

宮城県知事 殿

住所 〒

ふりがな
申請者氏名
電話番号
受付番号

年 月 日付け宮城県 () 指令第 号で交付決定の通知のありました、 度県産材利用サステナブル住宅普及促進事業(新築住宅支援)について、補助金交付要綱第 6 の規定に基づき、次のとおり報告します。

1	建設場所												
2	建物の概要		木造	階建て	延床面積	m ²	使用工法	軸組	桝組	いずれかに○			
3	主要構造部材等の 施工完了日		年	月	日	内装等の 経費支払日	年	月	日	建物完成 予定日	年	月	日
4	主要構造部材について												
	※実績の数値を記載		木材使用材積				補助金額						
	総使用材		A m ³										
	県産材		B m ³				金 円 (B×28,000 円 子育て又は移住×42,000 円)		計 ①金 円 (一般は上限 50 万円 子育て又は移住世帯は上限 75 万円)				
	優良みやぎ材		C m ³				金 円 (C×8,000 円)						
	県産 JAS 製品		D m ³				②金 円 (D×8,000 円)						
	県産森林認証材		E m ³				③金 円 (E×8,000 円)						
	※県産材使用割合 B/A %軸組：60%以上、桝組：30%以上 ※JAS 製品又は優良みやぎ材使用割合 (C+D)/A % 軸組：40%以上、桝組：20%以上						ア (①+②+③) 金 円						
5	内装・木製品配備等について												
	内装	木材 総使用材積	m ³	県産材使用材積	m ³	事業費	円	補助対象経費	円				
				県産材使用割合	%								
	木製品	木材 総使用材積	m ³	県産材使用材積	m ³	事業費	円	補助対象経費	円				
		県産材使用割合	%	補助金額※3 イ金 円									
6	補助実績報告額 ア+イ>交付申請額 の場合：交付決定額 ア+イ<交付申請額 の場合：ア+イ						金 円						
							交付決定額 金 円						
7	県産材、県産 JAS 製品及び優良みやぎ材証明年月日						別紙書類のとおり						

※1 木材使用量の各材積及び使用割合は木びろい表（計画）（要綱別記様式第 9 号）からそれぞれ転記すること（各材積にあつては小数点第 2 位を切り上げし第 1 位止めとし、各使用割合にあつては小数点第 3 位を四捨五入すること）。また、内装と木製品の使用材積は、木びろい表（計画）（要綱別記様式第 1 0 号）の小数点第 2 位を切り上げし第 1 位止めしたものを足した数値を記載すること。

※2 チェックリストに記載の書類を添付してください（チェックリスト（様式第 2 号又は第 3 号）も提出してください）。

※3 内装と木製品の補助金額（1,000 円未満切り捨て）を計算し、足した金額を記載してください。

添付書類

- ① 県産材、県産 J A S 製品、優良みやぎ材及び県産森林認証材を使用したことを証明する次の書類
(原本に限る)

使用する木材		添付資料	発行者
製材品	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター
	県産 J A S 製品	産地及び J A S と記載された出荷証明書	宮城県内の合法木材供給事業者
	優良みやぎ材	優良みやぎ材認証書	みやぎ材利用センター
	県産森林認証材	産地及び森林認証材と記載のある出荷証明書	宮城県内の C o C 認証を受けた木材供給事業者
合板・単板積層材 (LVL) 等	県産材	産地の記載のある出荷証明書	宮城県内の合法木材供給事業者
	県産 J A S 製品	産地及び J A S と記載のある出荷証明書	宮城県内の合法木材供給事業者が発行した
	優良みやぎ材	優良みやぎ材認証書	みやぎ材利用センター
	県産森林認証材	産地及び森林認証材と記載のある出荷証明書	宮城県内の C o C 認証を受けた木材供給事業者
集成材	県産材	①宮城県産材証明書 ② J A S 認証工場が発行した出荷証明書	①みやぎ材利用センター ② J A S 認証工場
	県産 J A S 製品	①宮城県産材証明書 ② J A S 認証工場が発行した出荷証明書	①みやぎ材利用センター ② J A S 認証工場
内装等	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター
木製品	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター

- ② 木びろい表 (実績) (要綱別記様式第 9 号及び第 1 0 号)

※木びろい表は電子メールでも Excel ファイルを提出 (宛先: rinsinf@pref.miyagi.lg.jp)

- ③ 主要構造部材の施工中及び施工完了後の写真

- ④ 内装等の施工中と施工完了後の写真 (内装の補助を利用した場合)

- ⑤ 木製品配備の完了写真 (木製品配備の補助を利用した場合)

- ⑥ 県産 J A S 製品表示の写真 (県産 J A S 製品を使用した場合)

- ⑦ 優良みやぎ材のシールがわかる写真 (優良みやぎ材を使用した場合)

- ⑧ 内装、木製品配備の収支決算書 (別記様式第 1 0－1 号) 及び領収書 (内装、木製品の補助を利用した場合)

【アンケートに御協力ください。】 (□にチェックしてください。)

- (1) この事業情報をお知りになったきっかけは何ですか (複数回答可)

□チラシ・パンフレット (□県発行 □県以外が発行 □不明)

□県政だより □新聞・住宅情報誌 □ラジオ □建設事業者

□ホームページ (□県 □県以外 □不明) □金融機関 □知人・友人

□その他 ()

- (2) この事業が無くても県産材を多用した家を建てましたか

□初めから県産材の家をつくると決めていた □この事業の存在を知って変更した

- (3) 住宅に木材を使用することが地球温暖化防止に繋がることを御存じでしたか

□以前から知っていた □この事業を通じて知った

- (4) この事業について感想や御意見がありましたら御記入ください。

御協力ありがとうございました。

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業実績報告書
(リフォーム支援)

宮城県知事殿

年 月 日

住所 〒

ふりがな

申請者氏名

電話番号

受付番号

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました、 度県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（リフォーム支援）について、補助金交付要綱第 6 の規定に基づき、次のとおり報告します。

1	建設場所					
2	建物の概要	木造 階建て	延床面積 ㎡			
3	主要構造部材等の施工完了予定日	年 月 日	内装等の経費支払予定日	年 月 日	リフォーム終了予定日	年 月 日
4	リフォーム（主要構造部材、内装、外装等）について					
		木材使用材積（面積）		補助金額		
	総使用材	A m3				
	県産材	B m3 (3m3 以上)		金 円 (B×28,000 円)	上限 200,000 円	
		C m2 (60m2 以上)		金 円 (C×3,000 円)		
6	補助実績報告額		金 円			
			交付決定額 金 円			
7	県産材証明年月日	別紙書類のとおり				

※1 木材使用量の各材積及び使用割合は木びろい表（計画）（要綱別記様式第 9 号）からそれぞれ転記すること（各材積にあつては小数点第 2 位を切り上げし第 1 位止めとし、各使用割合にあつては小数点第 3 位を四捨五入すること）。また、内装と木製品の使用材積は、木びろい表（計画）（要綱別記様式第 10 号）の小数点第 2 位を切り上げし第 1 位止めたものを足した数値を記載すること。

※2 チェックリストに記載の書類を添付してください（チェックリスト（様式第 2 号又は第 3 号）も提出してください）。

※3 内装と木製品の補助金額（1,000 円未満切り捨て）を計算し、足した金額を記載してください。

添付書類

① 県産材を使用したことを証明する次の書類（原本に限る）

使用する木材		添付資料	発行者
製材品	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター
合板・単板積層材（LVL）等	県産材	産地の記載のある出荷証明書	宮城県内の合法木材供給事業者
集成材	県産材	①宮城県産材証明書 ② J A S 認証工場が発行した 出荷証明書	①みやぎ材利用センター ② J A S 認証工場
内装等	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター
木製品	県産材	宮城県産材証明書	みやぎ材利用センター

② 木びろい表（実績）（要綱別記様式第8号及び第9号）

※木びろい表は電子メールでも Excel ファイルを提出 (宛先:rinsinf@pref.miyagi.lg.jp)

③ リフォームの施工中及び施工完了後の写真

【アンケートに御協力ください。】（□にチェックしてください。）

- (1) この事業情報をお知りになったきっかけは何ですか(複数回答可)
- | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| ☐ チラシ・パンフレット | ☐ 県発行 | ☐ 県以外が発行 | ☐ 不明 |
| ☐ 県政だより | ☐ 新聞・住宅情報誌 | ☐ ラジオ | ☐ 建設事業者 |
| ☐ ホームページ | ☐ 県 | ☐ 県以外 | ☐ 不明 |
| | ☐ 金融機関 | ☐ 知人・友人 | |
| ☐ その他() | | | |
- (2) この事業が無くても県産材を多用した家を建てましたか
- | | |
|--|--|
| ☐ 初めから県産材の家をつくると決めていた | ☐ この事業の存在を知って変更した |
|--|--|
- (3) 住宅に木材を使用することが地球温暖化防止に繋がることを御存じでしたか
- | | |
|------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 以前から知っていた | ☐ この事業を通じて知った |
|------------------------------------|--------------------------------------|
- (4) この事業について感想や御意見がありましたら御記入ください。

御協力ありがとうございました。

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築マンション支援）実績報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築マンション支援）を別紙のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第 12 条の規定により関係書類を添えて報告します。
（なお、併せて精算額金 円の交付を請求します。）

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙「事業実績書」のとおり
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 収支精算 別記様式第 10－2 号のとおり
- 4 振込先（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）
口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇）
- 5 添付書類
（1）事業実施状況が分かる写真
（2）その他知事が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

様

宮城県知事 氏 名

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定し〔、年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で変更承認し〕ました 年度県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金については、年 月 日付けで提出がありました事業実績報告書に基づき、補助金等交付規則（昭和 5 1 年宮城県規則第 3 6 号）第 1 3 条の規定により、その額を金 円に確定します。

記

1 補助金の対象となる事業（住宅）の概要

受付番号	
所在地	

2 注意事項

- （1） 本補助金の交付に関する書類は、事業の完了した翌年度から 5 年間保管してください。
- （2） 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日施行）に違反したり、補助金の交付に関して不正があった場合は、補助金の一部又は全部を返還していただく場合があります。
- （3） 本補助金の交付は、当該住宅の性能を担保するものではありません。

担当

(※2)

※1 該当するものを選択してください。

※2 各使用総材積は、小数点第3位を四捨五入してください。

※3 (A)、(B)、(C)、(D)は各使用材積の合計について小数点第2位を切り上げし、第1位止めとしてください。

※4 各使用割合欄は、小数点第3位を四捨五入してください。

※5 上記以外の構造材は、その他の欄に名称を付して、各数量を記載してください。

※5 上記以外の構造材は、その他の欄に名称を付して、各数量を記載してください。

内装・木製品・リフォーム

の使用木材における「木びろい表」

計画・実績

※該当するものに○

申請者名：

区分（※３）	名称（※４）	樹種	長　さ （mm）	断面寸法（幅×厚み） （mm）		数量 （本・枚）	（※５）	（※５）
							内装等使用総材積 （m ² ）	うち宮城県産材使用材積 （m ² ）
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
					×		0.00	
各使用材積の合計（※5）							0.00	0.00
各使用材積の合計（改め）（※6）							0.0	0.0
宮城県産材使用割合（※7）								

- ※1 該当するものを選択してください。
- ※2 補助金交付申請書に添付する際は「計画」を、実績報告書に添付する際は「実績」を選択してください。
- ※3 内装等の区分を選択してください。
- ※4 「床」や「天井」、「壁」、「テーブル」、「イス」等箇所（製品）ごとに記載してください。
（木材を使用する箇所は県産材以外も含めすべて記入してください。）
- ※5 各使用総材積は、小数点第3位を四捨五入してください。
- ※6 各使用材積の合計について小数点第2位を切り上げし、第1位止めとしてください。
- ※7 各使用割合欄は、小数点第3位を四捨五入してください。

（別記様式第 10－1 号）

収支予算（決算）書

該当するものを選択してください

1 収入

財源内訳	予算（決算）額	内訳（調達先）
県補助金	0円	宮城県
他の補助金		
自己資金等	0円	
合計	0円	

2－1 支出（内装）

支出項目		予算（決算）額	内訳
補助対象経費	木材費		
	小計	0円	
補助対象外経費	施工費		
	諸経費		
	消費税		
	その他（ ）		
	小計	0円	
合計		0円	

2－2 支出（木製品）

支出項目		予算（決算）額	内訳
補助対象経費	材料費		
	施工費		
	小計	0円	
補助対象外経費	諸経費		
	消費税		
	その他（ ）		
	小計	0円	
合計		0円	

※黄色に着色されているセルのみ入力してください。

別記様式第10－2号 収支予算(精算)書

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
補 助 金				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
総 事 業 費				
計				

(注) 積算基礎の欄には、予算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

(3) 補助金精算

	補助金交付決定額 (円)	精算事業費総額(円)	補助率 (%)	精算交付金額(円)	既受領交付金額(円)	差引交付金未受領額 (円)	備 考
県産材利用サステナブル住 宅普及促進事業 (新築マンション支援等)							
計			—				

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築マンション支援）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築マンション支援）補助金について、補助金等交付規則第 1 5 条の規定により金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求を必要とする理由

2 概算払請求の内容

区 分	補 助 金 交付決定額	既受領額	請求月末の 予定出来高	今回請求額	残 額
	円	円	%	円	円
計					

3 振込先

口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨミガナ：〇〇〇〇〇〇〇〇）

（注） 区分には別表の事業種目を記載すること。

県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築マンション支援）補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（新築マンション支援）補助金による事業について、下記のとおり報告します。

記

- 1

補助金等交付規則第 13 条の補助金の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

金 円
- 2

補助金の確定時に減額した当該補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額

金 円
- 3

消費税及び地方消費税の申告により確定した
当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額

金 円
- 4

補助金返還相当額（3－2）

金 円

別記様式第 J A S - 1 号

年度 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（J A S 認証取得支援）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年度において下記により事業を実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（J A S 認証取得支援）補助金 金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 2 事業完了予定年月日 年 月 日
- 3 収支予算 別紙2のとおり
- 4 添付書類

（注） 実施計画書を添付すること。ただし、事前に提出し、承認をされている場合は不要とする。

事業の内容及び経費の配分

区分	事業費(円)		負担区分(円)		備考
	総事業費	補助対象経費	補助金	その他	
事業費					
合計					

[illegible]

別紙2

収支予算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	備 考
補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	積算の基礎	備 考
総 事 業 費		(別添のとおり)	
そ の 他		(別添のとおり)	
計			

(注) 積算基礎の欄には、予算額の算出根拠等(計算式等)を記載する。

暴力団排除に関する誓約書

申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、申請者、申請者の役員又は申請者の法定代理人の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 暴力団（暴力団排除条例（平成 2 2 年宮城県条例第 6 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- 2 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどする者
- 3 暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与する者
- 4 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと取引したり、又は不当に利用するなどする者
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 6 次に掲げる行為をする者（第三者を利用してする場合を含む。）
 - （1）暴力的な要求
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求
 - （3）契約の履行又は使用許可物件の使用に際しての脅迫的な言動又は暴力
 - （4）偽計又は威力を用いての県職員等の業務の妨害
 - （5）（1）から（4）までに掲げる行為に準ずる行為

宮城県知事 殿

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は社名及び代表者名

印

備考 この誓約書において、役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

別記様式第 J A S - 3 号

年度 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（ J A S 認証取得支援）
変更承認申請書

番 号

年 月

日

宮城県知事 殿

住所

事業主体名

代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（ J A S 認証取得支援）について、事業の内容（経費の配分）を下記の理由により変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

変更の理由及び内容

（注）「関係書類」は、別記様式第 J A S - 1 号による別紙及び添付書類を準用し、変更前と変更後を対照比較できるように変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第 J A S - 4 号

年度 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（ J A S 認証取得支援）

中止（廃止）承認申請書

番 号

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

事業主体名

代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（ J A S 認証取得支援）について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業内容
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止の期間
- 4 今後の見通しと対策

別記様式第 J A S - 5 号

年度 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（J A S 認証取得支援）

実績報告書

番 号

年 月 日

宮城県知事

殿

住所

事業主体名

代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（J A S 認証取得支援）を別紙のとおり実施しましたので、補助金等交付規則第 12 条の規定により関係書類を添えて報告します。

（なお、併せて精算額金 円の交付を請求します。）

記

1 事業の内容及び経費の配分 別紙 1 のとおり

2 事業完了年月日 年 月 日

3 収支精算 別紙 3 のとおり

4 振込先（全額を概算払いで受領済みの場合は不要）

口座：〇〇銀行〇〇支店 普通・当座 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義人：〇〇〇〇〇（ヨリガサ：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

5 添付書類

（注）添付書類には、完了が確認できる書類を、必要に応じて添付すること。

なお、事業完了報告書を提出し、添付している場合は不要とする。

別紙3

収支精算

(1) 収入の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
補 助 金				
そ の 他				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額(円)	精算額(円)	差引増減(円)	備 考
総 事 業 費				
消 費 税				
計				

(3) 補助金精算

区分	補助金交付決定額 (円)	精算事業費総額(円)	補助率 (%)	精算交付金額(円)	既受領交付金額(円)	差引交付金未受領額 (円)	備 考
補助対象経費							
それ以外							
消費税							
計							

別記様式第 J A S - 6 号

年度 県産材利用サステナブル住宅普及促進事業（ J A S 認証取得支援）補助金に
係る消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所
事業主体名
代表者氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました県産
材利用サステナブル住宅普及促進事業（ J A S 認証取得支援）補助金による事業について、
下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等交付規則第 13 条の補助金の確定額 | 金 | 円 |
| | (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した当該補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した
当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（ 3 - 2 ） | 金 | 円 |